

測量等業務設計変更等取扱要領 新旧対照表

改定後	改定前
(目 的) 第1条 略 (設計変更) 第2条 設計変更とは契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。 <u>2 契約の目的を変更、追加するものとは、業種（測量業務、設計業務等）を変更、追加する場合をいう。</u> (協議等の取扱い) 第3条 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 発注者は、業務委託料の増減を伴う協議等の場合、協議書等に概算増減額を明示すること。</u> <u>(4) 紙面の協議書等は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。</u> 下表 略 <u>(削除)</u>	(目 的) 第1条 略 (設計変更) 第2条 設計変更とは契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。 (協議等の取扱い) 第3条 (1) 略 (2) 略 下表 略 <u>※「契約の目的を変更、追加するもの」とは業種（測量業務、設計業務等）を変更、追加する場合をいう。</u>

改定後	改定前												
(設計変更の取扱い) 第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。	(設計変更の取扱い) 第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更の内容</th><th>契約変更・別途契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・業務委託料の増額を伴うもの</td><td> <u>[契約変更による]</u> (1) 契約の目的を変更、追加するものを除き、第3条の承認を受けた設計変更は契約変更とすることができる。 (2) ただし、契約の目的を変更、追加するもので第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの <u>[別途契約による]</u> (1)、(2)又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。 </td></tr> <tr> <td>・業務委託料の減額を伴うもの ・業務委託料の変更が無いもの</td><td><u>[契約変更による]</u></td></tr> </tbody> </table>	設計変更の内容	契約変更・別途契約	・業務委託料の増額を伴うもの	<u>[契約変更による]</u> (1) 契約の目的を変更、追加するものを除き、第3条の承認を受けた設計変更は契約変更とすることができる。 (2) ただし、契約の目的を変更、追加するもので第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの <u>[別途契約による]</u> (1)、(2)又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。	・業務委託料の減額を伴うもの ・業務委託料の変更が無いもの	<u>[契約変更による]</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更の内容</th><th>契約変更・別途契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託料の増額を伴うもの</td><td> <u>[3割以内]</u> 契約変更による 増額の累計額が当初業務委託料の3割以内の場合は、契約変更によることができる。 <u>[3割超]</u> 別途契約による ただし、下記の場合は変更契約とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり分離が困難な場合 </td></tr> <tr> <td>業務委託料の減額を伴うもの 業務委託料の変更が無いもの</td><td>契約変更による</td></tr> </tbody> </table>	設計変更の内容	契約変更・別途契約	業務委託料の増額を伴うもの	<u>[3割以内]</u> 契約変更による 増額の累計額が当初業務委託料の3割以内の場合は、契約変更によることができる。 <u>[3割超]</u> 別途契約による ただし、下記の場合は変更契約とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり分離が困難な場合	業務委託料の減額を伴うもの 業務委託料の変更が無いもの	契約変更による
設計変更の内容	契約変更・別途契約												
・業務委託料の増額を伴うもの	<u>[契約変更による]</u> (1) 契約の目的を変更、追加するものを除き、第3条の承認を受けた設計変更は契約変更とすることができる。 (2) ただし、契約の目的を変更、追加するもので第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの <u>[別途契約による]</u> (1)、(2)又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。												
・業務委託料の減額を伴うもの ・業務委託料の変更が無いもの	<u>[契約変更による]</u>												
設計変更の内容	契約変更・別途契約												
業務委託料の増額を伴うもの	<u>[3割以内]</u> 契約変更による 増額の累計額が当初業務委託料の3割以内の場合は、契約変更によることができる。 <u>[3割超]</u> 別途契約による ただし、下記の場合は変更契約とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり分離が困難な場合												
業務委託料の減額を伴うもの 業務委託料の変更が無いもの	契約変更による												
<u>(削除)</u> (契約変更の取扱い) 第5条 略 2 前項の規定に係わらず、<u>契約の目的を変更するものではなく、かつ</u>次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更とすることができる。 <u>ただし、発注者が必要とする場合、受注者から契約変更を行うよう連絡があった場合等は、速やかに契約変更を行うこと。</u> (1) 略 (2) 略 3 略 4 略 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和7年7月1日から施行する。</u>	<u>2 次の各号に該当する増額は、前項の3割の累計額に含めないこととし、増額の上限を設けず、契約変更によることができる。</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書（令和2年5月7日策定）による業務委託料の増額</u> <u>(2) 各年度における設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による業務委託料の増額</u> (契約変更の取扱い) 第5条 略 2 前項の規定に係わらず、次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更とすることができる。 (1) 略 (2) 略 3 略 4 略 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。												

改定後	改定前
<u>(削除)</u>	<u>測量等業務設計変更等取扱要領の運用方針及び留意事項</u>